



ケロちゃん通信

～山形県消費生活センターニュース～



2023年1月号

18歳・19歳の消費者トラブルの状況

2022年4月1日の成年年齢引下げから半年以上が経過しました。
18歳・19歳で多かった消費者トラブル相談ベスト10を発表します。



(消費者庁イラスト集より)

- 1位「脱毛エステ」
- 2位「出会い系サイト・アプリ」
- 3位「商品一般」
- 4位「他の内職・副業」
- 5位「賃貸アパート」
- 6位「アダルト情報」
- 7位「医療サービス」
- 8位「他の健康食品」
- 9位「役務その他サービス」
- 10位「脱毛剤」



<トラブル防止のポイント>

- 「お試し価格」「すぐに儲かる」などのメリットのみが強調された広告や勧誘はうのみにしない。
- 契約するときは、商品・サービスの内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認する。
- 「お金がない」と言うと、消費者金融や学生ローンからの借金や、クレジットカードで支払うことを勧められる恐れがあるので、必要なければ「契約しない」ときっぱり断ることが大事。

注意してケロ!



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

※国民生活センター公表 2022年11月30日資料より抜粋
(2022年10月末時点)

◆クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。

◆少しでも不安に思ったら、早めに相談するようにしましょう。

📞消費者ホットライン「188(いやや!)」番

(全国共通の3桁の電話番号で相談窓口につながります。)

※年末年始(12/29~1/3)はお休みです。契約は慎重に!

山形県ではスマートフォンやパソコンからウェブ相談もできます。受付は二次元コードからどうぞ。



山形県作成ポスター
「若年者のための消費者被害防止啓発ポスター」



1月・2月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	1月11日(水)	14:30~16:30	023-624-0999
	2月8日(水)		

海産物の電話勧誘 送りつけに注意！



- 電話してきた事業者から、コロナ禍で困っているとされていて購入したら、値段に見合わない商品が届き、説明も嘘だった。
- 以前購入してもらったという事業者から海産物の勧誘電話がかかってきた。必要ないので断ったが、「ありがとうございます」と一方的に電話を切られた。送られてこないか心配だ。

○特に年末はトラブルが増加する可能性が高まります。注意しましょう。

死亡事故発生！ 歩行型除雪機の使い方、確認

歩行型除雪機を使用中の事故情報が寄せられており、**死亡事故も発生**しています。

使用前は必ず、安全装置が正しく作動するか、確認してから使用するようにしましょう。

雪詰まりを取り除く時は、エンジンを停止し、鍵を抜き、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って取り除きましょう。

作業後、車庫に入れる際など、特に退去時は足元や周囲に障害物がないことを確認し、無理のない速度で使用しましょう。



◆◇大切な食べ物を無駄なく食べきることで、環境や家計にも優しく、「エシカル消費」にもつながります。

ケロちゃんの「エシカルミニ講座」

食品ロスの削減は身近なSDGs!

おいしく残さず食べきろう!

食べ残し0!

ごみゼロやまがた 消費生活センター「ごみゼロくん」

日本の食品ロス
1人あたり毎日お味噌1杯分の食品に相当する量を捨てている状況

おいしい食べきりポイント(外食編)

- ・食べきれないだけ注文し、残さず食べきりましょう!
- ・食べきれない場合は、お店の方に確認して、持ち帰りましょう!
- ・食品ロス削減に取り組みのお店を選びましょう!

※食品ロス削減等に協力の飲食店等を「もっとおいしい! 食力店」として、観光ホームページで紹介しています。

開運(靈感)商法に気をつけて!

開運商法(靈感商法)とは、「これを買えば運気が上がる」などと言って、人の不安や弱みにつけこんで、祈禱を勧めたり、高額な壺や数珠などを買わせるほか、お布施名目の金品を要求されるものです。不安をあおられたり不幸になるなどと脅かされたりしてもきっぱり断りましょう。



(消費者庁イラスト集より)

不当な勧誘があった場合は、契約の取り消しやクーリング・オフが可能な場合があります。

困った時は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口、または、**消費者ホットライン「188」番**にご相談ください。

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1
(山形県庁2階)

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で [検索](#)

☆消費者ホットライン <188番(いやや!)> 番
もご利用ください。

～ぜひご覧ください!～

県政テレビ番組「いき☆いきやまがた」放送のご案内

「はじめてみましょう!人と地球にやさしい「エシカル消費」
と題して県内民放4局で特別番組(30分)を放送します。

テレビユー山形(TUY)

山形放送(YBC)

●1月7日(土)午後5時～

●1月14日(土)午後1時20分～

さくらんぼテレビ(SAY)

山形テレビ(YTS)

●1月22日(日)午後4時～

●1月28日(土)午後3時55分～

※放送時間は変更になる場合があります。